

## 港区保育利用調整基準の一部改正について

区は、保護者の働き方や世帯の状況に応じ、公平・公正に認可保育園等の入所調整ができるよう、保育利用調整基準を毎年見直し、必要に応じて改正しています。

認可保育園等の申込み状況を踏まえ、より適切な入所調整の実施を図るため、令和8年度の保育利用調整基準の一部を改正します。

### 1 改正の内容

#### (1) 基準指数9「その他」について、基準指数を廃止

現行の基準では、2～22点の基準指数を設定していますが、基準指数を廃止し、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合は入園順位にかかわらず、入所措置をとる場合がある旨の記載に改正します。

#### (2) 調整指数3「生計中心者」の説明を追加

生計中心者は失業や就労等の状況によって変わるため、入所申込み時点の生計中心者とします。

#### (3) その他表現の修正

調整指数6及び7の「双子以上」の表記を「多胎児」に変更し、項番6の「※同時に新規の入所申込みをする場合は、希望園が同じ園に限ります。」を削除し、その旨を本文中に追記することで、伝わりやすい表現にします。

### 2 今後のスケジュール（予定）

令和7年	10月上旬	保育園入園のごあんない（令和8年度版）のHP公開
	10月下旬	4月入所（一次）申込み受付開始
	12月上旬	4月入所（一次）申込み締切
令和8年	1月中旬	4月入所（一次）申込み（R7.11.16～R8.1.1生）締切
	1月下旬	4月入所（一次）内定発表
		4月入所（二次）申込み受付開始
	2月上旬	4月入所（二次）申込み締切
	3月上旬	4月入所（二次）内定発表

# 11 港区保育利用調整基準(港区保育の実施に関する事務取扱要綱より引用)

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は23ページの優先順位をもとに調整します。

<世帯指数の算定方法>

$$\text{父 基準指数} + \text{母 基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

(注)ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に 20 を加算した後、調整指数を加減算して、その世帯の合計指数とします。

## (1) 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数	
	保育が必要な事由	細目		
1	就労	月20日以上 の就労	1日8時間以上又は月160時間以上の就労を常態としていること	20
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14
		月16日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	17
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11
		月12日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	14
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	8
	上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること			8
	就労 内定	月20日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	14
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	11
			1日4時間以上6時間未満の就労内定	8
		月16日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就労内定	5
		月12日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	5
1日4時間以上6時間未満の就労内定			2	
上記に該当しないが、月48時間以上の就労内定			2	
2	出産	出産(出産予定月の2か月前(多胎児妊娠の場合は4か月前)から認定期間満了日まで)	12	
3	疾病	入院(概ね1か月以上にわたり、入院又は入院を予定している場合)	22	
		居宅内療養	常時病臥(概ね1か月以上、1日の大半を病床に臥し、原則医師の診療を継続して受けている場合)、感染性疾患、重度の精神性疾患	20
			常時安静を要する(上記「常時病臥」及び「感染症」、「精神性」以外の自宅療養者で、通院等を必要とする病状にあり、医師から安静又は安静に近い療養を指示されている場合)	14
		一般療養(上記のいずれにも該当しないものの、児童の保育に支障があると認められる状態)	11	
4	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級	20	
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	14	
		身体障害者手帳4級	8	

5	介護・看護	月20日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		月16日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		月12日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求職	求職活動のため、外出を常態としていること	2	
7	就学	月20日以上 の就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		月16日以上 の就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
	就学 内定	月20日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
		月16日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20	
改正前	9	その他	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合	2～22

削除

(注)児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合は、入園順位にかかわらず、入所措置をとる場合があります。

改正後

《注意事項》	
①	基準指数は、保護者の保育が必要な事由により決定します。
②	保育が必要な事由は1つしか認定することができません。基準指数や認定期間、在園できる期間を参考に選択してください。
③	基準指数は、常態としている日数や時間で判断します。
④	保護者が保育をできない時間で判断するため、就労時間は休憩時間を含めた時間で判断します。ただし、居宅内就労の場合は実労働時間とし、休憩時間を含みません。
⑤	産前産後休業又は育児休業から復職予定で申請の場合、保育が必要な事由は就労となります。
⑥	産前産後休業、育児休業取得前と復職後の勤務日数、時間に変更が無い場合は休業取得前の勤務時間で判断します。
⑦	入園後に勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やす前の勤務状態で基準指数を判断します。
⑧	勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します。(やむを得ない理由による場合はご相談ください。)ただし、育児短時間勤務制度により1日6時間以上の勤務又は1日2時間まで勤務時間を短縮する場合は、正規の勤務時間で判断します。なお、入園内定後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、内定が取消しになる場合があります。

(2) 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護受給世帯	+8
2	両親が死亡・拘禁・行方不明などの理由で不存在の世帯	+8
3	改正前 生計中心者が失業し、就労内定の状態、又は求職のため外出が常態となっている世帯(ひとり親世帯は除く)	+3
	改正後 申込み時点で生計中心者が失業し、就労内定の状態、又は求職のため外出が常態となっている世帯(ひとり親世帯は除く)	+3
4	新規入園申込みのひとり親世帯	+2
5	申込み児童又は同居の児童に障害がある場合(新規入園申込み児童に限る) ※障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。	+2
6	改正前 兄弟姉妹(双子以上含む)が同時に新規の入園申込みをする世帯、又は兄弟姉妹(双子以上含む。卒園・退園予定児を除く)が在籍している認可保育園等に新規の入園申込みをする世帯 ※同時に新規の入園申込みをする場合は、希望園が同じ園に限ります。 ※在籍している兄弟姉妹が転園申込みしている場合、新規に入園申込みをする希望園が、兄弟姉妹の在籍している園又は転園希望園と同じ園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。	+1
	改正後 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同じ園に同時に新規の入園申込みをする世帯、又は兄弟姉妹(多胎児を含む。卒園・退園予定児を除く)が在籍している認可保育園等に新規の入園申込みをする世帯 ※在籍している兄弟姉妹が転園申込みをしている場合、新規に入園申込みをする希望園が、兄弟姉妹の在籍している園又は転園希望園と同じ園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。	+1
7	改正前 双子以上の申込みである世帯(新規入園申込み児童に限る)	+1
	改正後 多胎児の申込みである世帯(新規入園申込み児童に限る)	+1
8	内定発表日の属する月以前の3か月以内にひとり親となり、就労内定の状態、又は求職活動をする世帯(新規入園申込み児童に限る)	+3
9	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1
10	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合 ※同一世帯内に認可保育園等の入園申込みをしていないものの、子育てのための教育・保育給付認定(2号・3号)又は子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)を受けている児童、入園申込み可能月齢に達しない児童、介護・看護の対象児童は除きます。	-1
11	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級若しくは愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している者 ※「保育が必要な事由」が「介護・看護」の人に適用します。	+3
12	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	-3
13	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
14	港区外在住で、保護者の一方又は双方が港区内の勤務地に通勤している世帯(港区への転入予定を除く。)	-9
15	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯(卒園児・退園児を含む) ※結果発表日の属する月の1日で判断します。	-20
16	保育施設に保育士又は看護師の有資格者として就労内定(1年以上勤務が決定していること)している者	+6
17	希望する認可保育園等に入園できない場合、育児休業の延長も許容できる世帯 ※該当する場合、他の調整指数は適用しません。	-40

※新規入園とは、認可保育園等に在籍していない児童が認可保育園等に入園すること。

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位をもとに調整します。

番号	条 件
1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。(やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く)
2	新規入園申込みの世帯
3	ひとり親世帯
4	心身障害者・疾病世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合、または身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、特定医療費(指定難病)受給者証を持っている場合に適用します。申込み児童又は同居児童に障害(手帳相当)がある場合も含まれます。ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日までです。
5	就労世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」が父母ともに「就労」の場合に限り、適用します(就労内定を除く)。
6	同居の児童が港区内の認可保育園等に在園している場合
7	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申込みする場合 ※退所月から1年以上経過している場合に限り適用します。再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
8	同居の児童が同時申込みの世帯
9	養育している小学生以下の児童の数が多世帯
10	保育施設で勤務する保育士若しくは看護師が育児休業から復職する場合、又は保育施設で保育士若しくは看護師として就労することが内定している場合 ※1年以上勤務する場合に限り適用します。
11	待機児童向け居宅訪問型保育事業からの転園である場合
12	経済的困窮度の高い世帯(保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯)
13	港区に在住している年数が長い世帯 ※保護者のいずれか長い方の期間(市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時転出前及び一時移転の期間も居住期間に含まれます。ただし、市街地再開発事業整備後の建物に戻り、申込み時点において港区に住民登録をしている者に限り適用します。)を適用します。

※調整指数5番・優先順位4番については、10ページ及び11ページ(4)その他の書類に記載されている提出書類により判断します。  
ただし、障害者手帳の交付を受けていない方は、以下の書類の提出により判断します。  
・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級に該当する状態と同等であることが明記された医師の診断書  
(手帳の交付を受けていなくても、難病等の理由で障害児福祉手当等を受給している場合は不要です。)  
※優先順位4番については、「子どものための教育・保育給付認定申請書」内の申請者及び配偶者の障害者手帳や特定医療費(指定難病)受給者証の受給状況欄の記載により判断します。記載がなかった場合、対象となる障害者手帳等をお持ちでも優先順位4番は対象外となります。